平成２５年（フ）第４６８０号
東京都八王子市元八王子町２丁目3306―１
破産者　遠藤　一朗
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６９２号
千葉県成田市東町248番地２
破産者　株式会社トミックス
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７０７号
東京都中野区鷺宮５丁目５―10　宮原笑子方
破産者　濱崎憲一郎
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１５号
埼玉県東松山市松葉町１丁目13番７号
破産者　寿康クリエイト株式会社
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１６号
山梨県南巨摩郡南部町福士10170
破産者　新井暁晴・新井堯晴こと　新井　喜晴
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７１７号
静岡県富士市大淵3913―67
破産者　新井　美佐
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８３４号
東京都江東区亀戸８丁目１―７―102
破産者　床枝　則之
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１６号
東京都台東区北上野２丁目２番12号
破産者　株式会社臨安社
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３９８号
東京都三鷹市大沢４丁目14―５―203
破産者　金子　信子（旧姓橋田）
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４４４号
東京都練馬区向山４丁目15―17―202
破産者　小嶋　貴芳
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４４９号
東京都江戸川区東小松川４丁目52―11―101
破産者　須賀　園生（旧姓小杉）
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４５０号
東京都府中市美好町３丁目26―６―503
破産者　岸　　達朗
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５１９号
東京都板橋区高島平２丁目30―１―824
破産者　祖師　栄一
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５３１号
埼玉県川越市今成１丁目16―28―101
破産者　石崎　浩次
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５３８号
東京都練馬区大泉町２丁目24―６
破産者　高橋　邦男
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５６３号
東京都新宿区西新宿４丁目17―３―316
破産者　野澤　　寛
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７７号
東京都渋谷区恵比寿２丁目13―19―201
破産者　藤井眞理子
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５７９号
東京都品川区東大井２丁目３―６　吉田方
破産者　久住　由一
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１５号
東京都板橋区坂下２丁目15―28―106
破産者　金井　純子（旧姓青海）
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４１号
神奈川県平塚市岡崎3021―３　湘南フラワーハイツ２―101
破産者　井上　　亮
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６５２号
千葉県船橋市高根台５丁目１―273―205
破産者　後藤　　明
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６９８号
東京都足立区鹿浜２丁目38―９―103
破産者　喜島　太志
１　決定年月日　平成25年８月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部